



平成 25 年 5 月 10 日

軽自動車の解体に係る届出の郵送によるものの受付（概要） －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「届出者の負担軽減等を推進すべきである。」との意見を踏まえて、平成 25 年 5 月 10 日、国土交通省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

軽自動車を廃車（解体）するときは、郵送による届出が認められていない。一方、一部の市区町村では、総排気量 125cc 以下の原動機付自転車については、ナンバープレートの返納も含め郵送による廃車手続を認めている。軽自動車はバイクと同じように登録制度がないのだから、軽自動車の廃車に係る届出手続については、出頭による手続のみではなく郵送による手続もできるようにしてほしい。

（注）本件は、平成 23 年 4 月に東北管区行政評価局が受け付けた相談事案。

○ 制度の概要等

- ・ 自動車の解体に係る届出について、登録自動車（普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車を対象。）は、自動車登録令（昭和26年政令第256号）第10条等の規定に基づき出頭が求められているが、軽自動車については法令上出頭に係る規定はない。
- ・ 国土交通省及び軽自動車検査協会は、軽自動車の解体に係る届出について、①出頭することが、申請者の真意を確認し、申請が真正であることを確認する方法として有効であること、②届出書類に不備、訂正箇所があった場合は郵送による手段を経なければならず、これに相当の日時を要することになることなどから、郵送による受付は認めていない。

○ 当局の調査結果

- ・ 現行の軽自動車の解体に係る届出手続については、①出頭による手続は届出者の負担（交通費や時間）が大きい、②届出者の真意等の確認は郵送においても可能である、③郵送による届出に伴う記載ミス等があった場合の事務負担の軽減策も十分考えられる、④解体に係る届出には、解体業者等が発行する「使用済自動車引取証明書」に記載された移動報告番号を記載する必要があり、また、解体業者等から軽自動車検査協会への解体日等の連絡が行われることなどから不正が行われ難い届出であると考えられる。

（あっせん要旨）

国土交通省は、軽自動車検査協会に対し、軽自動車の解体に係る届出については郵送による場合でも受け付けることができるよう検査事務規程を改正するよう指導するとともに、併せて、郵送による同届出に係る事務処理が円滑かつ的確に行われるよう所要の措置を講ずるよう指導する必要がある。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、軽自動車の解体に係る届出（平成 23 年度は約 53 万件）については、出頭することなく郵送という簡便な手続により、届出者の負担軽減等が大幅に図られると考えられる。

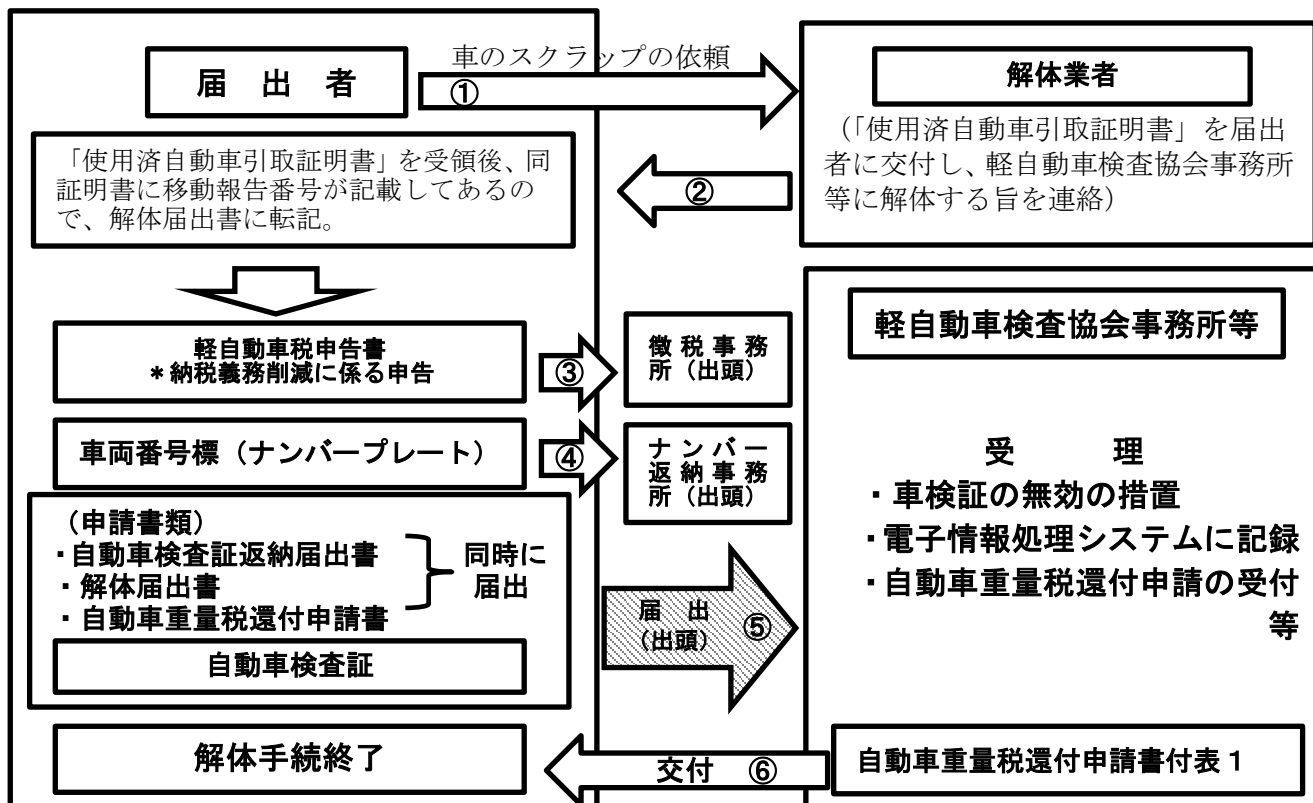
また、当該届出は、届出者のみならず、これらの手続を業とする代行業者等にとっても大きな負担軽減になるものと考えられる。

軽自動車の解体手続の概要など

1 制度の概要等

軽自動車の所有者が、軽自動車を解体する場合には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第69条等の規定に基づき解体に係る手続を行うこととなるが、例えば、「解体返納届出」に係る手続は、下図のとおり。

図 解体返納届出（軽自動車の自動車検査証の返納届出と解体届出を同時に行う届出）



(注) 自動車重量税還付申請書付表1は、同申請書を提出することにより、電算機システムで出力されて、その場で同付表1を確認することができる。

2 自動車等に係る管轄機関、登録制度の有無、車検制度の有無等

自動車及び原動機付自転車に係る①管轄機関、②登録制度の有無、③車検制度の有無などを二輪車、四輪車等の区分により整理すると、表-1のとおり。

表-1 二輪車・四輪車等別の管轄機関、登録制度・検査制度の有無等の比較

	区分		管轄機関	登録制度の有無	車検制度の有無	廃車届の郵送の可否	重量税の有無	軽自動車税等の有無
	車両法の区分							
四輪車等	軽自動車 (660cc以下)	軽自動車	軽自動車検査協会	無	有	否	有	軽自動車税有
	登録自動車	小型自動車 普通自動車等	運輸支局等	有	有	否	有	自動車税有
二輪車	125cc以下	原動機付自転車	市区町村	無	無	一部可	無	軽自動車税有
	125cc超 250cc以下	軽自動車	運輸支局等	無	無	否	初回有	軽自動車税有
	250cc超	小型自動車	運輸支局等	無	有	否	有	軽自動車税有

(注) 1 本表は、当局が関係法令、国土交通省の資料等に基づき作成した。

2 一部可とは、一部の市町村で認められているものである。

3 軽自動車、登録自動車及び原動機付自転車の廃車手続等に係る届出書類等の比較

軽自動車、登録自動車及び原動機付自転車の廃車手続等に必要な書類等を比較すると、表-2のとおり。

表-2 軽自動車、登録自動車、原動機付自転車における必要書類等の比較

区 分	軽自動車 (解体返納 ^{注2})	登録自動車 (永久抹消登録 ^{注3})	原動機付自転車 (標識返納等 ^{注4})
申請書等	○ (OCRシート)	○ (OCRシート)	○軽自動車税廃車申告兼標識返納書
所有者の確認書面	×	○印鑑証明書	×
使用者の確認書面	×	×	×
印鑑(個人の場合)	○(所有者の認印) ^{注5}	○(所有者の実印)	○(所有者の認印)
委任状(代理申請の場合)	○(認印の押印)	○(実印の押印)	○(認印の押印)
登録時の住所と相違する場合	○住民票等 ^{注6}	○住民票等 ^{注6}	登録市町村が受付
自動車検査証	○自動車検査証	○自動車検査証	×(標識交付証明書)
ナンバープレート	○車両番号標	○自動車登録番号標	○標識
軽自動車税申告書	○	—	○上記の標識返納書と一緒に手続

- (注) 1 本表は、当局が関係法令等に基づき作成した。
 2 「解体返納」は、自動車検査証の返納を伴う解体届出である。なお、登録自動車においてこれに該当する届出は、「永久抹消登録」である。
 3 「永久抹消登録」は、登録自動車を永久に再使用しない場合の登録である。
 4 「原動機付自転車」における申請書の様式は、軽自動車税廃車申告書と標識返納書とが一体になった「軽自動車税廃車申告兼標識返納書」となっている。
 5 使用者が所有者と異なる場合は、使用者印も必要である。なお、個人の場合は認印であるが、法人の場合は代表者印が必要である。
 6 住民票、住民票の除票、戸籍の附表等、住所の変更履歴が確認できる書類が必要である。

4 軽自動車検査協会の所在地等

軽自動車の廃車手続を行っている軽自動車検査協会の地方機関は、表-3のとおり。

表-3 軽自動車の廃車手続等を行っている軽自動車検査協会の事務所等の数 (単位：か所)

区 分	箇所数	備 考 (所在する都道府県名など)
主管事務所	9	北海道、宮城、東京、新潟、愛知、大阪、広島、香川、福岡
事務所	44	主管事務所のある都道府県を除き各府県に38か所配置。ただし北海道は6か所配置。
支所	32	青森、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡、長崎
分室	4	長崎、鹿児島、沖縄
計	89	—

- (注) 1 本表は、当局が国土交通省の資料等に基づき作成した。
 2 主管事務所又は事務所は、各都道府県に1か所ずつ設置されているが、北海道のみ例外で、札幌主管事務所のほか、6か所(函館、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見)の事務所が設置されている。

5 軽自動車の解体に係る届出件数等

近年の軽自動車の解体に係る届出件数は、表-4のとおり。

表-4 年度別、解体返納届出及び解体届出の件数等 (単位：件、%)

年度区分	解体返納届出		解体届出		計		参考 (返納届出)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
21年度	153,134	23.0	511,852	77.0	664,986	100	1,653,081
22年度	154,132	22.0	545,507	78.0	699,639	100	1,661,268
23年度	112,351	21.3	415,635	78.7	527,986	100	1,632,883
合 計	419,617	-	1,472,994	-	1,892,611	-	4,947,232
年度平均	139,872	22.2	490,998	77.8	630,870	100	1,649,077

- (注) 本表は、当局が国土交通省の資料に基づき作成した。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉市女性センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	谷 昇	(社)全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長